

令和8年度 AI を活用した京都観光案内機能の開発事業 公募要領

1. 事業名称

令和8年度 AI を活用した京都観光案内機能の開発事業

2. 委託業務内容

委託仕様書のとおり

3. 委託者

公益社団法人京都市観光協会

4. 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

- 1) 京都市観光協会の会員である、あるいは業務期間中に入会する意向があること
京都市観光協会の入会要件については、以下を参照
https://www.kyokanko.or.jp/kaiin_entry/
- 2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- 4) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- 5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- 7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 8) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- 9) 共同事業体による応募については、以下の条件を満たすこと。
 - a) 共同事業体の構成員は、上記(1)~(8)の資格を有していること。
 - b) 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から指定すること。
 - c) 共同事業体の代表者は、本提案に係る事務局との窓口となり、委託者と共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - d) 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地とすること。
 - e) 提案書提出後の共同事業体の代表者及び構成員の変更は、原則としてできないこと。
 - f) 共同事業体の代表者及び構成員は、別の応募者又は共同事業体の構成員として当業務の提案に応募できないこと。

5. 委託上限金額

上限 12,000,000 円 (税込)

6. 提案依頼事項

以下の要素を含んだ企画書類一式を提出すること。

- ・ 開発する機能全体の構成と開発方針
- ・ 観光客が利用できることになる機能の具体例
- ・ 観光課題の解決につなげるための仕組み
- ・ キャラクターの活用方針
- ・ AI に与える情報源および収集方法
- ・ ハルシネーション対策の仕組み
- ・ 利用実績の分析を踏まえた運用・改善方針
- ・ 開発スケジュール
- ・ 業務実施体制
- ・ 類似実績
- ・ 今回の提案実現にあたって必要となる経費の見積書
- ・ 翌年度以降も機能を維持するために必要な経費の見積書

なお、上記で開発した機能の利用促進等の付帯する事業を、後日別途公募する予定です。こちらの事業は、観光庁の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」を活用する予定で、採択された場合の事業規模は3,300万円を見込んでいます。提案にあたっては、これを念頭においていただくようお願いします。

7. 募集スケジュールおよび応募に係る依頼事項

それぞれの期日までに「8.応募・問い合わせ先」に記載のメールに連絡すること。

締切期日	備考
2026年3月17日(火) 17:00 質問期限	いただいたご質問には順次回答差し上げます
2026年3月19日(木) 17:00 応募意思の締切	会社名と連絡先、応募意思をご連絡下さい
2026年3月24日(火) 17:00 企画提案書締切	
2026年3月31日(火) 17:00 審査結果通知	

企画提案書提出の際は、以下の内容・様式を踏まえること。

- A4サイズで両面30ページまで(縦横は問わない)
- 文字サイズは12ポイント以上

8. 応募・問合せ先

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課（マーケティング担当）

担当：堀江

TEL: 075-213-0070 / Mail: marketing@kyokanko.or.jp

9. 審査方法

2社以上からの応募があった場合、京都市観光協会にて審査を実施し、受託事業者として1社を選定します。審査は応募書類のみを対象とし、プレゼンテーションによる審査会は行いません。応募書類の内容について不明点がある場合のみ、ヒアリングの機会を設けさせていただきますので、ご対応下さい。

審査結果は、審査結果通知の日時まで、全ての応募事業者に対してメールにより個別に連絡します。それぞれの事業者に対して選定の有無のみを通知し、他の応募事業者の数および一覧、選定された応募事業者の名称、審査の内訳等については通知しません。

10. 審査基準と配点

1) 正確で利便性の高い応答ができるか（30点）

- ・ ハルシネーションによる誤回答を防ぐことができる設計になっているか。
- ・ あらゆる環境で利用できる設計になっているか。
- ・ 地図サービスと連動し、質問者が求める情報を円滑に入手できる設計になっているか。

2) 観光課題の解消につながるか（20点）

- ・ 混雑データなど、京都市観光協会が保有する独自の情報をうまく活用できる設計になっているか。
- ・ 質問者の満足度を損なわない形で、需要分散化（「とっておきの京都」エリアなどの代替の穴場スポット、朝夜観光等の提案）、マナー啓発、手ぶら観光の利用の推奨など、京都観光の課題解決につながるような機能が具体的に提案されているか。

3) 質問してみたくなるような魅力的な演出（10点）

- ・ 京都市広報キャラクター「京乃つかさ」をインターフェースとして起用し、キャラクターの個性を活かした会話シナリオや演出を施すことができるか。

4) データ活用と継続的な運用改善の仕組み（20点）

- ・ 利用状況や相談対応記録を発注者側で随時集計・把握し、AIの回答精度を改善するためのデータ分析機能が備わっているか。
- ・ 発注者側（現場のスタッフ等）が専門知識を持たずとも、AIに提供する情報の更新や指示設計の修正を随時行えるような管理画面の設計と、それを分かりやすく解説した「手引書」の作成方針が提案されているか。

5) 実行体制・スケジュールおよび経費妥当性（20点）

- ・ 令和8年8月31日の一般公開に向けた開発スケジュールが現実的か。上限金額1,200万円の範囲内で、必要経費（デザイン監修費、情報収集・機能開発費等）が漏れなく適正に見積もられているか。

- ・ 翌年度以降の維持費が安価に抑えられており、持続可能な事業規模になっているか。

1 1. 注意事項

参加事業者は以下の点に留意し参加すること。

- 1) 確実に履行可能な内容を提案すること。
- 2) 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 3) 提案時提出物は、提出者に返却しない。
- 4) 提案時提出物について、京都市観光協会は提出者に無断で使用しない。
- 5) 本募集において京都市観光協会から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。
- 6) 本事業の実施は、京都市の「オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金」が京都市観光協会へ交付されることを前提としており、京都市会における令和8年3月末頃の議決をもって事業実施が認められることとなります。この結果次第では、事業の全部または一部の変更、あるいは中止することがあります。その場合、本事業の企画提案者からの異議申し立ては受け付けかねますので、予めご了承ください。

以上